

2281 秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、秋草学園短期大学（以下「本学」という。）において行われる教職員等の研究活動について不正行為の防止及び不正行為が生じた場合、又はその恐れがある場合の措置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「コンプライアンス」とは、法令、本学の規則、教育研究固有の倫理、その他の規範を遵守することをいう。
- (2) 「教職員等」とは、教職員及び学生をいう。
- (3) 「教職員」とは、本学が定める就業規則に基づき雇用されている職員をいう。
- (4) 「学生」とは、本学に在学又は在籍して修学する者をいう。
- (5) 「競争的研究費等」とは、各省庁又は各省庁が所轄する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (6) 「公的研究費」とは、前号を含む補助金、委託費等を財源として本学が受け入れるすべての資金をいう。

(不正行為)

第3条 この規程において「研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）」とは、本学教職員等が研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより行われたものに限る。

- (1) ねつ造：存在しないデータ・研究結果等を作成する行為
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- (3) 盗用：他の研究者のアイディア、分析、解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
- (4) 二重投稿：他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為
- (5) 不適切なオーサーシップ：研究成果の発表物（論文）の「著者」となることができる要件を満たさない者を著者として記載する（ギフト・オーサーシップ）、著者としての要件を満たす者を著者として記載しない（ゴースト・オーサーシップ）、又は当人の承諾なしに著者に加える等の行為
- (6) 研究費の不正使用・不正受給（以下、「不正使用」という。）：学内規程及び関係法令に逸脱して、研究費等を不正に使用及び受給する行為

(7) その他：本条各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をする行為

- 2 前項第1号、第2号、第3号を「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」に則して「特定不正行為」と称する。
（遵守事項）

第4条 教職員等は、研究活動について別に定める「秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する行動規範」を遵守しなければならない。

- 2 研究を行う教職員等は、本学が定期的実施する研究倫理教育を受けなければならない。

- 3 公的研究費を原資とする研究を行う教職員等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、観察記録、研究データその他の研究資料等を10年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合にはこれを開示しなければならない。

- 4 公的研究費に係る教職員は、本学が実施する「コンプライアンス教育に関する研修会」を受講し、その内容を理解した上で、次の事項を記した誓約書（別紙様式1）に自署し、提出しなければならない。

- (1) 本学規則等を遵守すること
- (2) 不正を行わないこと
- (3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

- 5 物品の購入を担当する企画財務課長は、公的研究費に関し業者と取引を行う場合、一定の取引実績や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、原則として、当該業者から、不正行為を行わないこと等を約する本学指定の誓約書（別紙様式2）を徴取しなければならない。

（運営・管理及び防止体制）

第5条 本学は、研究活動について、不正行為の防止及び不正行為があった場合の措置等を適正に行うため、次に掲げる責任者を定める。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) コンプライアンス推進責任者

- 2 第1項に定める責任者のもと、研究倫理の向上を目的に研究倫理教育責任者を置く。研究倫理教育責任者は研究倫理審査委員長とし、広く研究活動に係る者を対象に定期的な研究倫理教育を実施する。

（最高管理責任者）

第6条 最高管理責任者は学長とする。

- 2 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、研究費等の運営・管理を統括する。

3 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、理事会において策定に関する審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について理事等と議論を行う。

4 自ら様々な啓発活動を定期的に行い、教職員等の意識の向上と浸透を図る。
(統括管理責任者)

第7条 統括管理責任者は事務局長とする。

2 コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画書の策定、並びに責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程の整備等を実施する。

3 不正行為の防止、研究費等の運営・管理について、基本方針に基づいて具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。
(コンプライアンス推進責任者)

第8条 第7条に定める統括管理責任者のもと、公的研究費の管理・監査の体制整備を目的に、コンプライアンス推進責任者を置く。コンプライアンス推進責任者は事務部長とする。

2 コンプライアンス教育の実施及び定期的な点検・見直し、研究費の執行・管理等の監督を行い、その上で必要に応じ、実施状況を統括管理責任者に報告する。

3 不正を起こさせない組織風土の形成のため、教職員に対し定期的に啓発活動を実施するとともに、適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
(監事)

第9条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、理事会において定期的に報告し、意見を述べることができる。

2 統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、理事会において定期的に報告し、意見を述べることができる。

(不正防止計画推進室の設置と役割)

第10条 本学に、不正防止計画推進室(以下「推進室」という。)を設置する。

2 推進室の構成、運営等については、別に定める。
(不正行為の告発・相談窓口)

第11条 不正行為に関わる告発、情報提供等のための窓口を置き、統括管理責任者をこれに充てる。

2 窓口は、不正行為に関わる告発の受付、相談、情報の整理及び最高管理責任者等への報告を行うものとする。
(告発)

第12条 不正行為の疑いがあると思料する者は、原則として、次の各号に掲げる事項を明示して不正行為の疑いについて告発することができる。

- (1) 研究活動上の不正行為を行ったとする教職員等又はグループ等の氏名又は名称
 - (2) 研究活動上の不正行為の具体的内容
 - (3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする合理的理由
- 2 前項の告発の受付は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などの選択を可能とするが、告発は原則として顕名によるもののみ受け付ける。
 - 3 前項の定めにかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(予備調査)

第13条 最高管理責任者は、前条の告発等により不正行為の存在の可能性が認められた場合は、速やかに、告発等の合理性、調査可能性について予備調査を行うものとする。

- 2 予備調査は最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、必要に応じ、研究倫理教育責任者により行うことを前提とするが、第14条に定める調査委員会を設置して行うことも妨げない。
- 3 予備調査は、告発者及び調査対象者からの事情聴取並びに通報に関わる書面等に基づき、不正行為の有無及び程度について行うものとし、最高管理責任者は予備調査の結果に基づき、告発等の内容の合理性、調査可能性を確認し本調査（以下、「調査」という。）を行うか否かを告発等の受付から30日以内に決定するものとする。
- 4 調査を行わないと判断した場合は、最高管理責任者は、その理由を付し、告発者に通知する。

(調査委員会)

第14条 最高管理責任者は、調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施する。

- 2 調査委員会の構成、運営等については、別に定める。

(調査)

第15条 調査実施の決定後、調査委員会において調査が開始されるまでの期間は30日以内とする。

- 2 調査の開始にあたって、調査委員会は告発者及び被告発者に対し、調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。この際、調査委員の氏名や所属を示すこととし、告発者及び被告発者は、通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。最高管理責任者は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 3 調査委員会は、調査の開始後、概ね150日以内に調査結果のとりまとめを行うものとする。
- 4 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、判定を行うに当たっては、被告発者に対し

書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

5 公的研究費に係る不正使用及び特定不正行為の調査に際しては、以下の点を遵守する。

(1) 告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。）を受けた場合は、第9条に基づき調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関等及び文部科学省に報告する。

(2) 調査に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等及び文部科学省に報告、協議しなければならない。

(3) 被告発者等の調査対象となっている者に対し、必要に応じて、調査対象の研究費の使用停止を命ずる。

(4) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等及び文部科学省に報告する。

(5) 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況等を当該配分機関等及び文部科学省に報告する。

(6) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省からの資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(7) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等及び文部科学省に提出する。

(認定及び不服申し立て)

第16条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為の認定をすることはできない。

2 調査委員会は、被告発者の説明およびその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為として認定することができる。保存義務期間の範囲に属する観察記録、研究データその他の研究資料及び関係書類の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

3 調査委員会は、調査結果に基づき不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等の認定を行い、最高管理責任者は、文書により告発者及び被告発者に通知する。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。あわせて配分機関等及び文部科学省にも報告する。

4 告発者及び被告発者は、前項の認定の結果に不服がある場合は、通知を受けた日から起算して14日以内に、窓口を通じ、最高管理責任者に対してその旨を申し立てることができる。

5 不服の申し立ては、原則として文書により行わなければならない。

- 6 最高管理責任者は、前項の不服申し立てを受理したときは、直ちに調査委員会に対し不服申し立てに係る審査を付託するものとする。
- 7 調査委員会は、速やかに再調査を行うかの審査をし、再調査が決定した場合は前項の不服申し立てを基に 50 日以内に再調査を行う。
- 8 調査委員会は、前項の再調査結果によりその認定を行い、最高管理責任者は、文書により告発者及び被告発者に通知するものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。
- 9 第 5 項の不服の申し立てがあった場合には、最高管理責任者は、不服申し立てがあったこと、不服申し立ての却下、再調査開始の決定及び再調査の結果について、配分機関等及び文部科学省に報告する。

(不正行為に対する措置)

第 17 条 最高管理責任者は、前条第 3 項の認定が行われ、不正行為の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる必要な措置を取らなければならない。

- (1) 調査対象者の教育研究活動の停止勧告
 - (2) 配分機関、関連機関等への通知
 - (3) その他不正行為の排除のために必要な措置
 - (4) 特定不正行為と認定された論文等の取下げの勧告
 - (5) 調査結果の公表
- 2 前項第 5 号により公表する調査結果の内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

(告発者及び被告発者の保護)

第 18 条 本学すべての教職員は、不正行為に関わる告発をしたこと、調査に協力したこと等を理由に、当該告発等に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の告発に関係した者が不利益な取扱いを受けないよう配慮しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、調査の結果申し立てに関わる不正行為の事実が認められなかった場合において、被告発者の教育研究活動への支障又は名誉棄損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置を取らなければならない。
- 4 不正行為に関わる告発又は調査に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(懲戒処分)

第 19 条 調査の結果、不正行為と認定された場合は、当該不正行為を行った者に対して、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じ、教職員にあっては学校法人秋草学園就業規則、学生にあっては秋草学園短期大学学則の規定に基づき、懲戒処分等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 予備調査及び調査の結果、告発が悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が本学に不利益を与えることを目的とする意思。）に基づくものと認定された場合は、当該不正行為を行った者について前項を準用する。

（内部監査）

第20条 本学における公的研究費の管理・運営並びに研究費の不正使用の防止等に関する監査（以下「内部監査」という。）については、理事長の指揮のもと、企画財務部長が実施する。

- 2 企画財務部長は、推進室、監事、会計監査人、その他の外部の専門家と連携し、定期的な意見交換会の開催や、会計書類のチェック及び不正発生リスクに対する重点的かつ機動的なリスクアプローチ監査を実施する他、公的研究費の管理体制の不備の検証も行う。
- 3 企画財務部長は、内部監査による結果及び外部の専門家等からの指摘への対応策について、教職員に周知を図り、同様のリスクが発生しないよう努めなければならない。

（事務）

第21条 研究活動に係る不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、第6条第1項で定める推進室が行うものとする。

（雑則）

第22条 この規程に定めるもののほか、研究に係る不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、最高管理責任者、統括管理責任者の他、関係者により協議する。

- 2 公的研究費に係る不正使用及び特定不正行為の告発、調査及び認定の手続き等についてこの規程に記載のない事項については「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)」に則して対応するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年9月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 秋草学園短期大学における競争的資金等の取扱いに関する規程（平成25年12月13日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和4年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。